

# エトロフから長崎へ —蝦夷地に漂着した異国人の長崎護送制度の成立—

松本あづさ

## はじめに

いわゆる「鎖国」体制下にあった近世日本では、通信（外交）もしくは通商関係を有する異国は大幅に制限されていた<sup>1</sup>。しかし、予期せぬ海難事故によって日本に漂着する異国人<sup>2</sup>は存在し、逆に異国へと漂着してしまう日本人も多数いた。

従来、漂流および漂着に関する研究は、漂流民たちの過酷な経験や稀有な異文化接触に着目したものが主であった<sup>3</sup>。しかし、荒野泰典氏<sup>4</sup>が漂流民送還の背景にある国際関係に着目し、その全体像を提示したことを契機として、漂流および漂着という観点から近世の対外関係を解明する研究が蓄積されてきた。そして、18世紀はじめには「国家制度にもとづく外国人漂着民の保護・送還は、清朝—日本の間だけでなく、清朝・日本・琉球・朝鮮の四ヶ国のあいだで相互におこなわれて」いたこと、直接的な通交ルートがないベトナムとの間でも清朝の仲介によって送還が実現していたことなどが明らかとなっている<sup>5</sup>。

こうした東アジア海域で機能した相互送還体制のなかで、日本では寛永12年（1635）および寛永16年（1639）に漂着異国船を長崎へ回送することが、幕府から諸大名に命じられた<sup>6</sup>。また、17世紀後半には漂着地における異国人の取り扱いが諸名家で整えられていった。このうち漂着地からの長崎護送については日向高鍋藩<sup>7</sup>・萩藩<sup>8</sup>・瀬戸内海地域<sup>9</sup>などを事例とした個別研究が積み重ねられている。

一方、上記の体制に連動していなかったのが、「異域」の蝦夷地である。元禄9年（1696）に朝鮮人がリイシリ（利尻）に漂着した際、松前藩から幕府に伺いがなされたのち、江戸で対馬宗氏に身柄が引き渡され、宗氏が

送還を担った<sup>10</sup>。国内における長崎護送制度がほぼ整備された段階にあって、長崎を経由しない送還ルートがとられたのである。

その後、第一次蝦夷地幕領期（1799-1821）を経て、松前藩が復領する際に取り決められた異国船取り扱いにおいても、異国船の難破については、その場に船を置き、対応を幕府に伺い出ることしか決まっていなかった<sup>11</sup>。

蝦夷地への漂着事件を検討した先駆的な研究として、及川将基氏の研究があげられる<sup>12</sup>。及川氏は、近世期における蝦夷地への漂着事件数を表にまとめたうえで、17～18世紀を中心とした時期におけるアイヌおよび松前藩の「漂着者処理の実態」を検討している。そして、蝦夷地漂着者の多くがアイヌの救助や保護を受けていること、その後は「松前を経て送還されることと松前藩の入国管理体制に基づいた処理がなされているという特色」<sup>13</sup>を指摘している。ただ、及川氏の論考における「漂着者」は異国船乗組員と和船乗組員の両方を含むものであり、具体的な検討がなされた異国船の事例は元禄9年（1696）の朝鮮船の一例のみである。また、異国船問題が多発する19世紀についてはほとんど検討されず、長崎護送についても触れられていない。

本稿では、「異域」であった蝦夷地に漂着した異国人の長崎護送が制度化される過程とその具体的内容について明らかにしていきたい。

結論から述べると、蝦夷地が長崎護送体制に組み込まれるのは、弘化3年（1846）、エトロフに漂着したアメリカ捕鯨船ローレンス号乗組員の取り扱いからである。元禄9年の朝鮮人漂着事件以後、海難事故による異国人漂着事件が初めてだったということもあるが、後述するように蝦夷地を「異域」ではなく「日本地」の一部とみなす幕府や松前藩の意識も作用したとみられる。

なお、漂着異国人の長崎移送については、史料上「護送」と表記されるのが一般的であるため、本稿でも「護送」と表記する。

## 1. 長崎護送の決定と背景

### (1) 幕府の決定

1840年代は欧米捕鯨産業の全盛期にあたり、松前・蝦夷地近海にも多くの捕鯨船が現れた。なかには難破によって自力での航行を続けられない捕鯨船もあり、箱館開港以前では5件が確認される<sup>14</sup>。

その最初が、弘化3年(1846)5月11日、アメリカ捕鯨船ローレンス号の乗組員7名がエトロフに漂着した一件である<sup>15</sup>。河元由美子氏によって、7名の名前・年齢が明らかとなっている<sup>16</sup>。George Howland (24歳)、Henry Spencer (21歳)、Murphy Wells (19歳)、Peter Williams (23歳)、David Jones (27歳)、Gishermo Belo (27歳)、Bernardo Jose (39歳)である。のちの長崎における取り調べで、ローレンス号は1845年6月15日にニューヨークを出航した船で、当初は23人乗りであったことが証言されている<sup>17</sup>。

別稿<sup>18</sup>でも触れたように、この時エトロフ勤番であった工藤織右衛門は、異国船の難破はこれまでなかった「御用」で「当惑至極」であると、前代未聞の事態への困惑を吐露している<sup>19</sup>。

こうした状況ながらも、工藤は7名を小屋に収容したうえで「昼夜非常番」を配置し、周囲にも「御用」以外の接触を禁じるなど隔離と監視を徹底した。また、「異国人共容体書」・「異国人所持品」・「小船帆樞等籠絵図」の3点を作成し、松前藩庁に判断を仰いだ<sup>20</sup>。

エトロフ勤番の通報を受けて、閏5月3日付で松前藩主から幕府宛での最初の伺書が作成され、同月20日に老中阿部正弘に出された。続いて、閏5月26日付の伺書が6月12日に老中青山忠裕に出された。この6月12日には松前藩江戸屋敷の留守居からも伺書が出されたが、その内容は「万一長崎表江差廻り様相成候節者箱館表江引取置候得者、明早春船路通路出来可申哉二奉存候」と、「万一」長崎へ護送することになった場合、箱館で明春の出帆を待つことを問うものであった<sup>21</sup>。

7月13日、老中青山忠裕からなされた下知は、「長崎護送」となった場

合に「弁利宜場所」へ漂着民を滞在させることであった。これは6月12日の伺書を追認する内容と言えるだろう<sup>22</sup>。他藩では、長崎護送を前提とした交渉からスタートすることが一般的であるが、蝦夷地については方針が定まっていないのである。

下知を受けた松前藩では、10月13日付の伺書で長崎護送の時期とルートについて具体案を提示した。すなわち、時期は冬期の海上交通が不可能であるため来春以降になること、ルートは漂着民たちをクナシリに渡海させた後、「陸通」で箱館に移送するというものであった<sup>23</sup>。

しかし、これを受けた老中阿部正弘は、10月24日に公用人三富甚左衛門を通じ、松前藩留守居田崎与兵衛に対して、箱館までの「陸通」を否定する意向を伝えた。加えて、エトロフから長崎へ直接送ることが差し支える場合は、クナシリ・ネモロ・アツケシから乗船できるかどうかを照会した。そして、これらを幕府が照会しているのは「御内実者日本地を異国人二御見せ不被成候様之思召」のためであることが伝えられた<sup>24</sup>。10月26日、田崎与兵衛はエトロフ・クナシリから乗船できることを回答した<sup>25</sup>。

この「思召」に沿って、12月24日には以下の新たな下知が出された<sup>26</sup>（下線は引用者による。以下同様）。

先達而エトロフ嶋江漂着致し候異国人共取計方之義、追而長崎表江護送弁利之場所へ引取置候様相達候処、左候而ハ無用之費用相懸ケ候而已ならず、夫丈手数も相延手間取可申候間、矢張最前場所二其俣差置手当申付置候上、可成丈ケ手繰致し渡海可相成時節二至り候ハハ、一日も早く長崎表江海上を送越候様可被取計之事、

「最前場所」（エトロフ）から一日も早く海路で長崎へ護送するようという内容である。理由は費用と時間の問題とされ、「日本地を異国人に見せない」という「思召」は伏せられた。

## (2) 決定の背景

長崎護送をめぐる陸路か海路かが問題となったが、実はよく似た問題が寛政4年(1792)のロシア使節ラクスマンの子モロ来航時にも起きている。ただし、この時はラクスマンが海路を主張したのに対し、幕府が陸路を要求しており<sup>27</sup>、弘化3年(1846)のローレンス号漂着時とは対照的である。もっとも、ラクスマン一行は遣日使節船エカテリーナ号による江戸回航を主張し、これを警戒した松平定信が陸路を要求したため、難破漂着の事件とは条件が大きく異なる。しかし、ラクスマン一行が寛政5年(1793)に蝦夷地で越年する可能性が出た際、松平定信は次のような指示を出している<sup>28</sup>。

蝦夷地のうち、日本人雑居いたし申さず、蝦夷人計りおり候地へ逗留致させ然るべく候。尤御徒目付、御小人目付三、四人も附置き候迄にて然るべく候。尤松前家来も相応につきおり然るべく候。

松平定信が懸念していたのは「日本人」が住む地域を見せることについてであり、「蝦夷人」については構わないとしている。

これに対して、弘化3年(1846)のローレンス号漂着時には、アイヌの居住地を含めて見せることが懸念されている。第一次幕領期を経て、蝦夷地を「日本地」の内に含める考え方が深まっていると言えよう<sup>29</sup>。

さらにまた、前節で確認した弘化3年12月24日の下知には、老中阿部正弘と書簡を交わしていた前水戸藩主徳川斉昭の意向が作用していると思われる。嘉永6年(1853)のペリー来航時にも、阿部正弘は徳川斉昭に対応策を聴取しており、対外政策について信頼を寄せていた<sup>30</sup>。

ローレンス号漂着事件については、弘化3年10月以降の両者の書簡で度々言及されている<sup>31</sup>。10月22日付の徳川斉昭の書簡では、去る7月13日、14日頃に「北地」(蝦夷地)に疑わしい漂着民を滞在させない方がよいと進言したと述べられている<sup>32</sup>。この書簡では弘化3年のうちに長崎護送が

実現されないことに関する松前藩への不信感が長文で記されている。そのうえで、来春までエトロフに逗留させるのであれば、箱館には滞在させず、一路長崎へ送ることを意見している。以下に、該当箇所をあげたい<sup>33</sup>。

(漂着民を一引用者注) 来春迄エトロウへ指置候<sup>マ、</sup>うへハ其ま、長崎へ廻し可然、エトロウの模様存候上又来春箱館へ送越箱館の模様見せ候へハ後日此者案内ニ可相成、かたがた不策のミと被存候、(後略)

もっとも、この頃の阿部正弘と徳川斉昭は北方の情勢だけを憂慮していたわけではなかった。弘化元年(1844)、イギリス海洋探査船サマラング号の来航後、琉球への軍艦来航が相次いだのである。ローレンス号が漂着した弘化3年(1846)にも、4月にフランス軍艦サビーヌ号、5月に同クレオパートル号が琉球に来航している<sup>34</sup>。こうした状況下、同年7月27日に斉昭は、異国に南北から攻められることを危惧し、阿部正弘に海防強化を進言した<sup>35</sup>。

そして、前述の10月22日付の書簡でも、斉昭は琉球と「北地」(蝦夷地)の問題を結びつけて解釈している<sup>36</sup>。

(琉球で) 万一交易ニても済せ候ハ、弥六ヶ敷 日本廻りの島々追々奪れ可申、第一二北地ハ松家ニ任せ置候ては兼て申候通り危かるべく候

琉球の状況をにらみつつ、日本周辺の島々を奪われる可能性があるとして松前藩に蝦夷地を委任しておくことへの懸念を表明している。前節で確認した12月24日の下知には、上記のような斉昭の意向が作用しているものとみられる。

自力航行が不可能であることや他地域で長崎護送が慣例化していたことだけでなく、幕府内で蝦夷地を「日本地」とみなす意識が深まったこと、

さらには1840年代における異国船問題の深まりのなかで、エトロフからの長崎護送は決定されたとと言えるだろう。

## 2. 松前藩における長崎護送に関する取り決め

### (1) 幕府からの指示

エトロフからの長崎護送が決定した直後、弘化3年(1846)12月26日には留守居の田崎与兵衛から老中に具体的な心得について伺いがなされた。その内容は、以下の6項目である<sup>37</sup>。

- (i) 病気の漂着民に服薬をさせても良いか。
- (ii) 漂着民が病死した場合、遺体を塩漬けにして長崎到着後に届け出れば良いか。
- (iii) 長崎到着時は長崎奉行所へ届け出たうえで、漂着民と彼らの所持品を引き渡せば良いか。
- (iv) 護送船は七百石以上の船を用い、護送衆は物頭1人・目付1人・侍2人・徒士目付2人・足軽小頭2人・足軽14人・小人7人・医師1人、供方一同という構成で良いか。
- (v) 海上波高の場合はどの海岸に上陸しても良いか。
- (vi) 漂着民が乗ってきた小舟はどのように処理すれば良いか。

返答は、翌弘化4年(1847)正月25日付の「書取」でなされた<sup>38</sup>。(i) 漂着民の服薬は願い出の有無に関わらず適宜行なうこと、(v) 海上波高の場合、どの浦に上陸しても仕方ないが、宗門もわからないので「猥之義」がないようにすること、(vi) 小舟を含めた漂着物すべてを長崎へ回送することが指示された。その他の(ii)(iii)(iv)については、伺いの通りとなった。このうち、(iv) 護送衆は、物頭・新井田嘉藤太(控え工藤小傳治)、目付・松井茂兵衛(控え上原常右衛門)、侍・西川朔太郎／藤田陸郎、徒士目付・竹内平七／吉田重左衛門、医師・坂本玄雄がそれぞれ命じられた<sup>39</sup>。

さらにまた、弘化3年12月26日には上記の伺書のほかに、田崎与兵衛が

阿部正弘に「御内々」の伺書を出している。内容は幕府の船印の拝借と公儀浦触の発給についてであったが、幕府は「表立相願候ても難被及御沙汰筋」と伺書を取り上げなかった<sup>40</sup>。

水本邦彦氏によれば、公儀浦触とは「江戸幕府諸機関が発給した諸国浦々や海辺付き村々宛ての触書」<sup>41</sup>のことを指す。その内容には通信・通商関係を有する国の漂着民護送時に幕府の船印を建てた船が航行する旨のものも含まれていた<sup>42</sup>。しかし、エトロフに漂着した「異国人」護送は、「表立」取り上げることが出来ない案件として認識された。この点、「通信」の国である朝鮮人の長崎護送を「幕府による国家的事業」と認識して、護送ルートに「御成道」を含めていた萩藩の事例<sup>43</sup>とは大きく異なる。「異国人」に「日本地を見せない」だけでなく、「日本地」の人びとにも「異国人」を見せないという意識が窺える。

## (2) 松前藩における「<sup>かどがき</sup>廉書」の作成

江戸での決定を受けて、松前藩ではさらに具体的な取り決めがなされた。その全体像を窺い知れる史料が、函館市中央図書館が所蔵する「異国人長崎表江差送御用廉書」<sup>44</sup>である。「廉書」とは簡条書きのことである。本史料は同館所蔵の「盧浙叢書」<sup>45</sup>の一冊で、活字体の写本である。原本の所在は不明であり、内容の信憑性については慎重になる必要があるものの、『通航一覧続輯』などでは窺い知れない藩の動向を知ることができる点で貴重である。

本史料には二つの「廉書」が収録されている（便宜的に、廉書①・廉書②と表記する）。

**廉書①** 松前藩庁（家老）と江戸屋敷（留守居）との「談判」をまとめた廉書（全31条）<sup>46</sup>

**廉書②** 松前藩庁から長崎護送船の責任者である新井田嘉藤太に下された廉書（全18条）<sup>47</sup>

二つの廉書は連続して作成された訳ではない。本史料の記述から、まず

廉書①が弘化4年正月中に作成され、その後2月25日に新井田嘉藤太から藩庁へ護送方法に関する伺書が出されたことが分かる。廉書②はこの伺書に対する回答となっている（日付は不明）。当然ながら、廉書②には廉書①での決定事項が反映されているが、廉書①の内容が変更された点も見受けられる。また、廉書①にしか書かれていない点もある。

よって、以下では二つの廉書をあわせて見ていくこととする。なお、本文末尾の補注に、最終的な方針が示されている廉書②のみ原文を掲載した。

#### 【護送船および船員】

護送船は松前藩の御用達である柏屋藤野喜兵衛の手船「正利丸」(1310石)となった。帆印は藩主御手船のもの、船印の旗・諸道具・幕は紋付である(廉書②- 1条)<sup>48</sup>。これは、廉書①において、護送船は御用達の千石以上の船を雇い、藩主の「御手船」として使用することを取り決めたことに沿ったものと言える(廉書①- 1条)。

船員のうち、船頭は御用中の名字帯刀が許可された(廉書②- 1条)。また、下関から長崎まで道先の者を松前で雇う予定だが、適任の者がいなければ下関で雇うこととなった(廉書②- 2条)。

#### 【蝦夷地の乗船場および航路】

幕府の意向である「日本地を見せない」という点に関わるため、他の条文に比べ文章量が多い。廉書①から廉書②の間で変更された点も多いので、順を追って見ていくこととしたい。

松前藩のなかでまず問題となったのは、すべて「船路」という点であった。子モロ・クナシリ間のコヨマイ瀬戸が難所であることから、大船を子モロまで廻し、クナシリからは通行船で送れば、「船々大小計二而、船路二替り無之」（船の大小の違いだけで、船路であることには変わらない）と解釈している。またクナシリまで大船を廻すケースについても想定されている(廉書①- 8条)。

このように幕府の「御趣意」を意識しながら藩独自の護送ルートが検討されているのであるが、「日本地を見せない」ことについては次のように解釈された（廉書①- 9条）。

一、日本地不被成為御見様被遊度御趣意者、蝦夷地陸通不被成為御登候義二而、船路澗懸り之訳二無御座候ハハ、前段之通、ハナサキ・アツケシ両所之内より出帆エリモ江帆筋宜候得者直様箱館迄登澗掛り致し候儀船路定例之乗筋二有之、殊二是より長崎迄者、遠海之義二付、同所二而船中飲水并諸色賄品等用意致し、且警固之者共も、昨年中よりエトロフ極寒之地二越年致し、別而長之船中故、病気等之もの有之候ハハ、繰替万端箱館二而手当致し度与被成御伺候共不苦哉、（後略）

「日本地を見せない」ということは「蝦夷地で陸通をさせない」ということであって、「船路澗懸り」（港への停泊）をしなければハナサキ・アツケシから出航し、箱館に停泊しても良いと解釈している（下線部）。松前藩においても「日本地」に「蝦夷地」を含める考えが深まっている点が注目される。

こうした考えのもと、松前藩では箱館で長崎護送に向けた船支度と漂着民の手当てを行なうことを幕府に伺い、「上陸はさせない」という条件付きで認められている（廉書①- 9・10条）。

それでは、問題の護送ルートは最終的にどのようなになったのか、廉書②を見ていきたい。これによれば、エトロフからクナシリまでを通行船（小船）で移送し、クナシリで大船に乗り換え、箱館で停泊、そして箱館から長崎までを正利丸で航行することとなった（廉書②- 5条）。クナシリから箱館までの大船藩主「御手船」でもある天神丸となり、箱館で新井田嘉藤太とともに正利丸に乗り換えることとなった（廉書②-13条）。

大船の乗場が蝦夷地本島ではなくクナシリとなった理由は、アツケシ・

クスリにおける疱瘡の流行があった。実際、アツケシ場所では弘化3年冬から疱瘡とみられる「疫病」が発生し、翌年4月までに少なくとも154名のアイヌが亡くなったことが記録されている<sup>49</sup>。「ハナサキ并ユルリ者アツケシ隣場之義二も候得者、万一異国人とも江煩付候様之儀有之候而者、此上御手数二相成心配いたし候」という理由から、蝦夷地本島での乗船が見送られたのであった（廉書②-5条）。

#### 【漂着民の待遇】

廉書①で船室について取り決められた。漂着民が滞在する船室は「巾九尺二而、三間位」（約2.7m×約5.4m）の空間で、格子に明かり障子をつけ、腰掛を置くこととなった（廉書①-4条）。あわせて、寛政4・5年（1792・93）のラクスマン来航時に行ったような藩主からの下され物は行わないことも確認された（廉書①-11条）。

廉書②では、病気の際に薬の手当てをすること、病死の場合には塩漬けにして長崎へ送り届けることが確認された（廉書②-14条）。また、新井田の発案で漂着民たちに「木綿之類」の衣類を支給することとなった（廉書②-16条）。

#### 【警備】

まず、前年の冬に決まった人数が確認されたほか、松前で増員をした方が良いと判断する場合はそのようにすることが確認された（廉書①-12条）。また、エトロフでは前年からの警備が続いているため、箱館で交代すること、番頭・物頭の控えを命じておくこととなった（廉書①-19・20条）。さらに、3月下旬頃から風待し、クナシリ・子モロ・アツケシの警備を固めておくこと（廉書①-21条）、乗組員は60名までは可能であることが確認された（廉書①-22条）。

廉書②では、船内の警備に用いる武器として「五刃御筒拾挺」を持参し、徒士目付と足軽小頭に具足を渡すこととなった（廉書②-10条）。

長崎滞在中の幕張については、漂着民引き渡し前は「御紋付」、その後の滞在中は「自分幕」をすることが指示された（廉書②-18条）。漂着民引き渡し後は、物頭・目付・侍兩人・医師一人・徒士目付兩人・足輕兩三人は陸通りで江戸へ、その他は船で松前へ下ることとなった（廉書②-11条）。

#### 【海岸領主への対応】

今回の護送について、松前からは「仙台様・南部様・津軽様・八ノ戸様」に宛てて案内し、その他の海岸領主に対しては江戸で案内することとなった（廉書②- 7条）。長崎着岸時における奉行所への使者、他所での停泊時の使者は新井田と松井茂兵衛が務めることとなった（廉書②- 6条）。

航海については、停泊地ごとに江戸屋敷へ報告されることとなった（廉書②-17条）。そして、長州下関に停泊した場合には江戸に御用状を出すこと（廉書②- 8条）、長崎での異国人引き渡し後は長崎奉行所から江戸へ御用状を差し出すこと（廉書②- 9条）も確認された。

以上のように、初めての蝦夷地からの長崎護送に関する細則がとりまとめられた。幕府の「御趣意」を意識しながら、独自の護送ルートが検討された点が特徴と言える。その際、「日本地を見せない」ということが「蝦夷地で陸通をさせない」と解釈されたことは、蝦夷地からの長崎護送制度の基本方針となったとみられる。

### 3. 実際の長崎護送 —マクドナルド「日本回想記」より—

漂着から約1年が経過した弘化4年（1847）4月17日、7名の漂着民を乗せた船がエトロフを出帆した。6月3日には箱館を出帆し、7月9日に長崎入港、翌日に長崎奉行へ引き渡された。長崎では崇福寺の末庵である緑蘿庵に収容され、取り調べが行われた。そして、ようやく9月21日、オランダ船で長崎を出帆したが、7月27日に David Jones が病死したため<sup>50</sup>、帰国の途につけたのは6名であった。

彼らのエトロフから長崎における体験は、シンガポールで発行された英字新聞にも掲載された。河元由美子氏の翻訳によれば、長崎護送については「船中、暗い不潔な穴倉に閉じ込められ外へ出してもらえなかった。3、4ヶ月船旅が続き、Emperorの息子が住んでいるマツマイというところに着いた。その若君の前で、オランダ語を話す通訳が尋問を繰り返した。Murphyはオランダ語が少しできたので、話が通じた」<sup>51</sup>とある。河元氏が指摘するように、漂着民が「マツマイ」に寄港した事実はなく、また記事には日本人の残虐性についての誇張が目立つ。しかし、事実誤認や誇張などの問題があったにしても、記事自体がアメリカ国内で日本批判を引き起こした点は確かであった<sup>52</sup>。

さて、ローレンス号乗組員ではないが、長崎護送の経験のみずから記録したのが、嘉永元年（1848）にリイシリに漂着したラナルド・マクドナルドであった。マクドナルドの「日本回想記」<sup>53</sup>により、実際の状況について見てみよう。

マクドナルドの場合、江良町村（現・松前町江良）に滞在後、長崎へ護送されたのだが、その航海について以下のように記している<sup>54</sup>。

われわれは、船の開の口の渡り板を渡って船上にあがった。下甲板で私の眼にとまったのは、一束の火なわ銃だった。それはわれわれのマスケット銃と同じくらいの長さがあったが、もっと軽かった。

この船は最近修繕されたようだった。われわれ一役人と私自身と一は皆船室にはいって、床にしきつめられた座の上に坐った。私にはその姿勢は具合が悪かった。それは膝をつき、足を折り、かかとの上に腰を下ろす格好〔正座〕だ。（中略）

岸からきた連中が船を離れたとき、私は格子のついた小さな船室に入れられた。事実上檻に入れられたのである。私はその後の航海中このなかに入れられたままで、戸口には武器が山と積まれ、二回か三回の機会を除いて、外界を見ることがまったくできなかった。

私はそのような厳重な監禁に抗議した。翌日護送指揮官〔物頭氏家丹右衛門〕は格子の撤去を命じたが、甲板には出ないようにと注意された。（中略）

われわれは航海中二、三回停泊した〔長州福浦と肥前呼子浦に停泊〕。船上にいる間、外の世界を見ることができたのは、このときだけで、それも入口の舷窓〔開の口〕を通してであった。開の口は当然開けておかねばならないものだが、入港中はカーテンがしてあり、洋上では板で閉じられた。私は、帆船、野原、耕された丘の斜面、そしてもちろん港のあたりの集落をのぞき見に見た。

前章でみた「廉書」で、鉄砲を含めた武器の積み込みが取り決められていたが、それが漂着民の眼前に示されていたことが分かる。また同じく「廉書」で格子付きの船室に収容することが取り決められていたが、それも実際に運用されていた。格子についてはマクドナルドの異議をうけ、撤去する柔軟さも見られる。しかしながら、「日本地を見せない」という幕府の「思召」のもと、過酷な航海を強いられていたことは確かだったようである。

一方、ローレンス号乗組民は箱館沖停泊後に長崎へ護送されたが、マクドナルドは江良町村上陸後に長崎護送となった。よって、徳川斉昭などが主張した上陸を一切拒否する考えは貫かれなかったことが分かる。ただ、いずれの漂着事件も蝦夷地では小屋への隔離を徹底させている。幕府の「御趣意」であった「日本地を見せない」は、むしろ「蝦夷地を見せない」という点に比重が置かれ展開していったように思われる。この背景にあるのは、幕府・松前藩双方の蝦夷地を「日本地」とみなす意識であろう。

#### おわりに — 「仕来<sup>しまたり</sup>」となったローレンス号事件 —

欧米の捕鯨産業が黄金期を迎える1840年代、蝦夷地に漂着した異国人の長崎護送が始まった。そのきっかけとなったローレンス号事件に際して、幕府が基本方針としたのは「日本地を見せない」ということであった。こ

の基本方針に何とか抵触しないよう、松前藩内で護送の段取りが整えられ、「日本地を見せない」ということは「蝦夷地で陸通をさせない」とことと解釈された。

そして、この時の対応が「仕来」となったことが、松前藩江戸屋敷留守居の田崎与兵衛から津軽藩留守居宛ての御用状（年代不明5月22日付）で確認できる<sup>55</sup>。このなかで、長崎護送は度々起きているが、ローレンス号事件があった弘化3年以後は「午年之振」（弘化3年の例）にならい、「仕来」通りに取り計っていることを伝えている。

しかし、蝦夷地からの長崎護送は安政元年（1854）に締結された日米和親条約により終わりを迎える。条約によって開港された箱館が漂着民送還の起点となったのである。よって、その運用期間は10年にも満たないものであったが、いわゆる「鎖国」体制下の末期に蝦夷地を含めた長崎護送体制が完成したとも言えるだろう。箱館を起点とした新たな送還体制については、今後の課題としたい。

## 注

- 1 対外関係が安定した17世紀末には、日本に恒常的に来航する異国は、通信関係にあった朝鮮・琉球、通商関係にあったオランダ・中国となった。
- 2 本稿で「異国人」とするのは、朝鮮・琉球・オランダ・中国以外の船籍の乗組員を指している。
- 3 漂流・漂着に関する研究史については、劉序楓「漂流、漂流記、海難」（桃木至朗編『海域アジア史研究入門』岩波書店、2008年）、春名徹「歴史学における〈漂流〉の現在」（『調布日本文化』10、2000年3月）などを参照した。
- 4 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、1988年）
- 5 渡辺美季「すみわける海 一七〇〇-一八〇〇年」（羽田正編・小島毅監修『海から見た歴史』東アジア海域に漕ぎだす1、東京大学出版会、2013年）、189頁

- 6 金指正三『近世海難救助制度の研究』（吉川弘文館、1968年）、247頁。  
中村質「漂着唐船の長崎回送規定と実態一日向漂着船の場合―」（九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』吉川弘文館、1990年）、216頁。
- 7 同前・中村質「漂着唐船の長崎回送規定と実態一日向漂着船の場合―」
- 8 松島志津子「萩藩における「長崎護送」をめぐる」（『瀬戸内海地域史研究』第7輯、文献出版、1999年7月）
- 9 玉井建也「近世日本における漂着民送還と瀬戸内海」（『共立女子大学文芸学部紀要』60、2014年1月）、鴨頭俊宏「漂着異国人の長崎移送と瀬戸内海域のネットワーク―幕府海事のネットワークをとおし伝達される場合として―」（同『近世の公用交通路をめぐる情報 瀬戸内海を中心に』清文堂、2014年）
- 10 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店、1998年）、140頁。利尻町史編集委員会編『利尻町史』通史編（利尻町、2000年）、154頁
- 11 以下、文政5年（1822）閏正月22日付の松前藩から老中土井利和への伺書のうち、難破船に関する項目と回答（附札）である。（「異国船ノ義ニ付御窺書写」函館市中央図書館蔵・木村源吾文書K08/札/5044）。なお、史料引用に際しては、基本的に漢字を新字体に改めた（以下同様）。
  - 一、東西蝦夷地之内江、異国船来津仕、薪水等相望候ハ、差遣候上、其所江取押置、御届可申上候、若聊二而茂不法之儀有之候ハ、兼々被 仰出候御触面之通、打払其段追而御届申上候心得ニ御座候、（附札）  
難船漂着ニ紛無之、船具等も損候程之事二候ハ、其所江船を留置、手当方取斗方、可相伺候、
- 12 及川将基「近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩―一七世紀～一八世紀を中心に―」（『史苑』第73巻第1号、2013年1月）
- 13 同前、113頁
- 14 拙稿「薪水給与令期間の蝦夷地における異国船問題」（『道歴研年報』9、2009年12月）、4頁

- 15 河元由美子「米国捕鯨船員扱捉島上陸一件—ローレンス号事件の記録をめぐって—」(『洋学史研究』第20号、2003年4月)
- 16 同前、79頁・88頁・96頁。なお、河元氏が典拠としている「米国漂客之遺墨」は函館日米協会編『箱館開化と米国領事』(北海道新聞社、1994年)で紹介されている。
- 17 箭内健次編『通航一覧続輯』第四(清文堂出版、1972年)、280頁
- 18 前掲注14・拙稿、4頁
- 19 「エトロフ場所江異国人漂着二付同所勤番工藤織右衛門ヨリ差越候御用状写」(函館市中央図書館所蔵・木村源吾文書K08/私/5047)
- 20 前掲注14・拙稿、12頁
- 21 前掲注17・『通航一覧続輯』第四、269頁。
- 22 同前、269頁
- 23 同前、270頁
- 24 同前、271頁
- 25 同前
- 26 同前、273頁
- 27 木崎良平『光太夫とラクスマン』(刀水書房、1992年)、141～147頁
- 28 松平定信「魯西亜人取扱手留」(山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第一巻、日本評論社、2003年)、264頁
- 29 元禄9年(1696)の朝鮮人漂着時にも、松前藩がアイヌとの接触を禁じる措置をとっているが、ローレンス号漂着事件時には幕府の意向となっている点で注目できる。
- 30 麓慎一『開国と条約締結』(吉川弘文館、2014年)、15頁
- 31 両者の往復書簡は「新伊勢物語」(茨城県史編さん幕末維新史部会『茨城県史料』幕末編1、茨城県、1971年)に収められている。
- 32 「先ツ下官(徳川斉昭一引用者注)より若々北地へ疑漂夷指置不申候へハよろしくと過憂の余り申進候は七月十三四日方と覚申候」とある(同前・「新伊勢物語」、96頁)

- 33 同前・「新伊勢物語」、96頁
- 34 真栄平房明「異国船の琉球来航と薩摩藩——九世紀の東アジア国際関係と地域——」（明治維新史学会編『世界史のなかの明治維新』有志舎、2010年）
- 35 同前、145～146頁
- 36 前掲注31・「新伊勢物語」、95頁
- 37 前掲注17・『通航一覧統輯』第四、274頁
- 38 同前・『通航一覧統輯』第四、274～75頁
- 39 「湯浅此治日記」（松前町史編集室編『松前町史』史料編第二巻、松前町、1977年、299頁）、弘化4年3月3日条
- 40 前掲注17・『通航一覧統輯』第四、275頁
- 41 水本邦彦「〈公儀浦触〉発給の諸段階」（『日本国家の史的特質』近世・近代編、思文閣出版、1995年）、173頁
- 42 水本邦彦『徳川社会論の視座』（敬文舎、2013年）、125～128頁
- 43 前掲注8・松島志津子「萩藩における「長崎護送」をめぐる」、257頁
- 44 「異国船長崎江差送御用廉書」（函館市中央図書館所蔵・K 240114001）
- 45 「盧漸叢書」の由来は不明な点も多いが、函館市中央図書館が所蔵する「深瀬盧漸」が著した「酔後漫筆」（K950フカ4001）には「祖父洋春」と記されている。よって、「盧漸」は深瀬洋春の孫であり、函館師範学校教員であった深瀬春一とみて良さそうである。
- 46 松前藩庁の箇条書きに対して、江戸藩邸の田崎与兵衛が「下札」をする形式である。
- 47 第5条に「長崎表着岸之上、御奉行所江御使者其外湊々江万一潤懸等之節、御領主役場江御案内御使者之儀其元并松井茂兵衛兩人二而相勤候様被 仰付候」とあり、伺書を出した新井田嘉藤太に対する指示であることがわかる。

- 48 松前藩の帆印は白地に三引黒、旗は赤地に白紋、幕は紫地に白紋であった（松前町史編集室編『松前町史』通説編第一巻下、松前町、1988年、434頁）。
- 49 拙稿「松前藩の復領」（厚岸町史編集委員会編『新厚岸町史』通史編第一巻、厚岸町、2012年）、672～73頁
- 50 前掲注17・『通航一覧続輯』第四、284頁
- 51 前掲注15・河元由美子「米国捕鯨船員扱捉島上陸一件一ローレンス号事件の記録をめぐって一」、84頁
- 52 平尾信子『黒船前夜の出会い』（日本放送出版協会、1994年）、149～151頁
- 53 ウィリアム・ルイス、村上直次郎編、富田虎男訳訂『マクドナルド「日本回想記」』（刀水書房、1979年）
- 54 同前・『マクドナルド「日本回想記」』、121～126頁
- 55 「弘化三年年蝦夷地エトロフ嶋之内江異国人漂着長崎表江護送一件」（弘前市立図書館所蔵・八木橋文庫YK727）。以下に、御用状の全文を掲げる。

松前開役の紙面之写

扱其節奉蒙御沙汰候漂着之異人、長崎表江護送最初之手續別帳巻、奉入貴覧候、御留置可被成下候、尤長崎表二而着、且御引取済迄之手續在処表方出役仕留相見得不申候得共、着御届之上、翌地役之仁方達之上、御役所江差出候由二御座候、且御請取済之上、御奉行様小役之仁迄、夫々取扱御座候得共、右様御承引可被成下候、右護送度々御座候得共、午年（弘化三年一引用者注）者初而之義、伺之廉も多分二御座候間、右之分書抜奉差上候、其後者午年之振ヲ以相伺、此度杯者仕来之通取斗、別段不奉伺候様申上置候書面取出申候、此段も御承引可被成下候、猶々不審之御廉も被為在候ハ、無御遠慮奉蒙仰度奉存候、彼是延引相成、御仁免可被成下候、以上、

五月廿二日

田崎与兵衛

小川様

【補注】「異国船長崎江差送御用廉書」（函館市中央図書館所蔵・K 240件4001）のうち、新井田嘉藤太に下された廉書（本文では廉書②と表記。便宜的に条文に番号を付した）。

- 1一、異国人共長崎江送越候二付、乗船之義御用達柏屋喜兵衛手船素間尺千三拾石余積、正利丸御雇船二被 仰付候二付、帆印其外万端御手船之通、御船印織并鳥毛船道具飭付御幕者御紋付相用申候、尤船往来者御手船之振台二而書替相渡御用中船頭者名字帯刀可被申付候、猶異国人護送二付、銘々連印之添往来別紙之通相渡申候、
- 2一、長州下之関より長崎迄道先之ものハ多分当地ニおゐて御雇入ニも可相成哉、若無之節者下之関ニ而御手限御雇入可申候、
- 3一、水主共船看板之義、是迄御添船看板同様ニ可被申付候、
- 4一、日和見之儀、船頭相兼候様可被申付候、
- 5一、乗船場之儀、子モロ領ハナサキ并ユルリ之内より乗船ニ被 仰付候得者、コヨマイ瀬戸難場も無之、御安堵之儀ニ付正月中廉書ニ而藏人殿江申談候処、同人出府前旧臘廿四日御書取を以最前之場所江其俣差置、渡海相成候時節ニ至候ハ、一日も早く海上長崎迄送越候様、御差凶相濟候二付、表立御伺直も難被成、依之御内々伊勢守様江相伺候処、大船場迄搔送船ニ而御送被成候而も宜敷趣被仰聞候段、此度申越候二付、右両所之内江大船差廻シエトロフより右場所迄者例年之搔送船ニ而渡海為致度候得共、今以アツケシ・クスリニ而瘡瘡流行いたし、蝦夷人数多死亡も有之趣二付、ハナサキ并ユルリ者アツケシ隣場之義ニも候得者、万一異国人とも江煩付候様之儀有之候而者、此上御手数ニ相成心配いたし候間、エトロフよりクナシリ迄、異国人共<sup>廿?</sup>七人、小傳治・常右衛門始警固いたし、搔送船両艘ニ而渡海可致旨、被仰付候、尤右搔送り船両艘江者警固御人数不残乗組候様不相成、殊ニ異国人漂着之節、乗来候船者長サ四間余、巾五尺余ニ而、逆も搔送り船江積入候儀不相成趣二付、迎

船天神丸直様エトロフ迄差遣、警固御人数足輕共之内見計、其外小傳治・常右衛門家来共之内半者天神丸江為乗組、且異国人共乗来候船も積入、クナシリ会所元江相廻り、滞船為致、異国人ともエトロフより播送船二而クナシリ会所元江着之上、直様一同天神丸江乗組為致候様被 仰付候、尤右ニ而者コヨマイ瀬戸相掛り候得共、クナシリニ而能々風順見定、瀬戸内乗通候様為致、右之趣、エトロフ新井田新兵衛・工藤小傳治、クナシリ飛内仁太夫江刻付を以相達申候、

6一、長崎表着岸之上、御奉行所江御使者其外湊々江万一濶懸等之節、御領主役場江御案内御使者之儀其元并松井茂兵衛兩人ニ而相勤候様被 仰付候、

7一、仙台様・南部様・津輕様・八ノ戸様江異国人長崎江差送方ニ付、御案内之書狀別紙之通、此度飛脚差立申候、依之其外海岸御領主元江者、於江戸表ニ御案内申候様被 仰付候、

8一、長州下之関江濶留り致し候ハヽ、江戸表勤番月役共江御用状差立可被申候、

9一、長崎入津之上、異国人共御奉行所江御引渡相濟候ハヽ、江戸表江之御用状御奉行所御用人中江相頼差立可被申候、

10一、船中警衛御武器之儀、五刃御筒拾挺持參可致、猶徒士目付兩人足輕小頭始拾六人江具足相渡可申候、

11一、異国人共長崎表江着之上、御引渡相濟候ハヽ、物頭目付侍兩人医師老人徒士目付兩人足輕兩三人者陸通江戸表江罷下可申、其余足輕小頭始一同船ニ而当地江罷下候様被 仰付候、

但、物頭目付医師江者、駕籠被下候間、相用可被申候、

12一、警固足輕小頭茶絹角字羽織、外足輕黒絹御印付羽織着用可為致、尤用意として袖なし御印付法被相渡可申候、

13一、クナシリより御手船天神丸江異国人并警固御人数乗組、箱館濶中懸り之所ニ而其元始御人数小傳治より異国人共請取交代直様正利丸江乗替、風順次第長崎迄出帆可致旨被 仰出候、依之天神丸江足輕小頭老人

外足輕三人上乘為致、船支度相調次第当地出帆、引続正利丸四月上旬迄  
二当地出帆箱館江滞船扣居可被申候、

14一、異国人共若病氣之節者、願之有無二不拘、服薬為致候様、猶万一病  
死致し候ハ、塩詰二いたし、長崎表江着之上、御奉行所江御届申上、御  
差図次第相心得候様被 仰付候、

15一、海上浪高二而難凌節、何国之浦方二而も上陸為致候段者無余義次第  
二候得共、異国人共宗門之程も難計候間、其所役人共江も申聞、猥之儀  
無之様致、且漂着之節、乗来候船者外雜物一同長崎表江相廻し、御奉行  
所之差図を得、取計可申旨、最前 公辺より御書取を以、被 仰出候、  
随而異国人共乗来候船者、外雜物一同乗船江積入可被申候、

16一、異国人共漂着後、長々二相成、着類等着古、御手当被成下候儀も有  
之候ハ、木綿之類二而差遣、長崎着之上、御奉行所江其段御届可被申候、

17一、何れ之湊二而も風筋二寄、澗留滞船等致候節者、其時宜二寄、江戸  
表江飛脚差立可被申候、

18一、警固物頭長崎御用滞留中旅宿江自分幕張可致候、尤、異国人御引渡  
前二候ハ、御紋付幕張いたし不苦候、

<謝辞>

本稿の執筆にあたり、函館市中央図書館本館では、貴重資料の利用等で  
大変お世話になりました。記してお礼申し上げます。